



医政発第 0801004 号
平成 17 年 8 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

病院におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より、「建物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」(昭和63年2月1日健康政策局指導課長通知)、「アスベスト廃棄物の適正処理について」(昭和63年8月4日健康政策局指導課長通知)等により適切な対応をお願いしてきたところです。

昨今、事業所等でアスベスト(石綿)被害が社会問題化していることに鑑み、患者又は職員等の安全対策に万全を期すために、病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査を実施することとしました。

つきましては、別紙「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領」に基づき、調査表を作成の上、平成17年10月31日(月)までに提出していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県の建築関係部局、環境関係部局、福祉関係部局、教育関係部局などと十分連携の上、管下の病院に対し、調査を依頼するとともに、取りまとめて頂きますようお願いいたします。

なお、貴都道府県におかれましては、特に露出面に吹付けアスベスト類等があり、飛散のおそれがある場合はもとより、安定していて飛散のおそれがない場合であっても、破損の際には、アスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合は、管下の病院の管理者に対し、適切に指導するとともに、アスベストの繊維が飛散しないよう適切な維持管理を行うよう指導願います。

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領

1. 調査対象病院及び提出先(照会先)

「別紙1」による。

2. 調査対象建材等

(1) 調査対象建材

平成8年度以前に竣工した建築物(改修工事も含む。)に使用されている、次に掲げるもの(以下、「アスベスト(石綿)等」という。)

① 吹付けアスベスト(石綿)等

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項(別紙5)に定めるアスベスト(石綿)等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

② 折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために貼り付けられたもので、アスベスト(石綿)を含有する製品。

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

また、調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する(ただし、囲い込み状態(5 (1) ②※イ参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないよう十分注意すること。)

○ 「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」品目例

「別紙2」に示す30品目(吹付けアスベスト(石綿)9品目、アスベスト(石綿)を含有する吹付けロックウール17品目及び湿式アスベスト(石綿)含有吹き付け材4品目)(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」、環境省の「吹付け石綿の使用の可能性

のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。）

注) なお、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

3. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行われるものであり、貴職において当該病院へ依頼した上、調査が適切に行われるよう指導願いたい。

4. 調査表提出期限

平成17年10月31日(月)

注1) 調査表の提出にあたっては、Excelで作成の上、本省への提出は「総括表」のみメールにて提出先に提出いただくとともに、「個表」については、各都道府県において適切に保管されたい。

注2) 迅速な状況把握が求められることから、平成17年9月26日(月)までに、それまでに各都道府県で集計した分について中間的にご提出下さい。

5. 調査実施方法

(1) 「個表」について

1. に示す「調査対象病院」が有する建築物に使用されている建材のうち、2.(1)に示す「調査対象建材」に該当するものを特定し、次に掲げる項目について、それぞれ各調査対象病院ごとに別紙3(個表様式)の調査表に記入する。

調査表の作成に当たっては、「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等、全てのアスベスト(石綿)の使用状況等、及び2.(1)①の「吹付けアスベスト(石綿)等」のうち、「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等について、それぞれ別葉の様式で作成すること。その際、それぞれの様式の左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

① 「アスベスト(石綿)等」が使用されている場所の床面積の合計

② ①に示すもののうち、封じ込め状態(※ア)又は囲い込み状態(※イ)(以下「措置済状態」という。)にある場所の床面積の合計

※ア「封じ込め状態」…アスベスト(石綿)等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ「囲い込み状態」…アスベスト(石綿)等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

③ ①に示すもののうち、措置済状態ではないが、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所の

床面積の合計

- ④ ①に示すもののうち、措置済状態ではなく、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所の床面積の合計

なお、④に該当するものは、病院の開設者又は管理者において直ちにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。

(2)「総括表」について

都道府県においては、病院から提出された「個表」を別紙3(総括表様式)に取りまとめ、期限までに「総括表」を提出すること。なお、とりまとめる際には、開設者の種別(別紙4参照)に分類すること。

6. その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベスト(石綿)を含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。一方で、これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要があることから、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第8条(別紙5)等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。

なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」の抜粋を添付するので参考にすること(別紙6)。

7. 参考資料

- ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 1/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 2/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」((財)日本建築センター)
- ・石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧(別紙7)

(別紙1)

アスベスト使用状況調査対象病院及び調査結果提出先

1 調査対象病院

国、独立行政法人等、開設主体を問わず、全ての病院が対象。ただし、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構及び大学の病院は別途調査を行うことから対象から除くこと。

2 調査結果提出先・照会先

厚生労働省（代表：03-5253-1111）

医政局指導課

課長補佐 古川

主査 溝口（内線2771）E-mail: asbestosiryo@mhlw.go.jp